

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 9 月 7 日
【会社名】	株式会社奥村組
【英訳名】	O K U M U R A C O R P O R A T I O N
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥 村 太加典
【本店の所在の場所】	大阪市阿倍野区松崎町二丁目 2 番 2 号
【電話番号】	06 - 6621 - 1101
【事務連絡者氏名】	管理本部経理部長 奥 田 俊 輔
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目 6 番 1 号
【電話番号】	03 - 3454 - 8111
【事務連絡者氏名】	東日本支社総務経理部長 栗 原 鋭 光
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2026年 3 月 4 日
【発行登録書の効力発生日】	2026年 3 月12日
【発行登録書の有効期限】	2028年 3 月11日
【発行登録番号】	8 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 50,000百万円
【発行可能額】	50,000百万円 (50,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出 しています。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間 は、2026年 9 月 7 日(提出日)です。
【提出理由】	2026年 3 月 4 日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報 第 1 募集要項」の記載について訂正を必要とするため及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するため、本訂正発行登録書を提出いたします。
【縦覧に供する場所】	株式会社奥村組東日本支社 (東京都港区芝五丁目 6 番 1 号) 株式会社奥村組名古屋支店 (名古屋市中村区竹橋町29番 8 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

【訂正内容】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

＜株式会社奥村組第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）に関する情報＞

1【新規発行社債】

（訂正前）

未定

（訂正後）

本発行登録の発行予定額のうち、金（未定）円を社債総額とする株式会社奥村組第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）（以下「本社債」という。）を、下記の概要にて募集する予定です。

各社債の金額：金1億円

発行価格：各社債の金額100円につき金100円

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

（訂正前）

未定

（訂正後）

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しています。

引受人の氏名又は名称	住所
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

3【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

（訂正前）

未定

（訂正後）

本社債の払込金額の総額（未定）百万円（発行諸費用の概算額は未定）

（2）【手取金の使途】

（訂正前）

投融資資金、借入金返済資金、設備投資資金及び運転資金に充当する予定であります。

（訂正後）

投融資資金、借入金返済資金、設備投資資金及び運転資金に充当する予定です。

本社債の手取金は、当社が策定したソーシャルファイナンス・フレームワークにおける適格プロジェクト（別記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載します。）に係る新規支出又は既存支出のリファイナンスに充当する予定です。

「第一部 証券情報 第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

＜株式会社奥村組第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）に関する情報＞

ソーシャルボンドとしての適合性について

当社は、本社債についてソーシャルボンドの発行を含むソーシャルファイナンス実施のために、「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2025」（注1）、「ソーシャルボンドガイドライン（2021年版）」（注2）及び「ソーシャルローン原則（Social Loan Principles）2025」（注3）に即したソーシャルファイナンス・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）を2026年9月に策定し、本フレームワークに対する第三者評価として、株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）より「JCRソーシャルファイナンス・フレームワーク評価」（注4）において最上位評価である「Social 1（F）」を取得しています。

なお、本フレームワークに対する第三者評価を取得するにあたって、JCRは、東京都の「令和8年度SDGsファイナンス促進支援事業補助金（ソーシャルファイナンス）」（注5）の交付決定通知を受領しています。

（注1）「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2025」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「ソーシャルボンド原則」といいます。

（注2）「ソーシャルボンドガイドライン（2021年版）」とは、ソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的対応を検討する際に参考となるよう、いわゆる先進国課題を多く抱える我が国の状況に即した具体的な対応の例や解釈を示すことで、ソーシャルボンドを国内でさらに普及させることを目的に、金融庁が2021年10月に策定・公表したガイドラインをいい、以下「ソーシャルボンドガイドライン」といいます。

（注3）「ソーシャルローン原則（Social Loan Principles）2025」とは、ローン市場協会（LMA）、アジア太平洋地域ローン市場協会（APLMA）およびローンシンジケート・トレーディング協会（LSTA）により策定された社会的分野に用途を限定する融資のガイドラインをいい、以下「ソーシャルローン原則」といいます。

（注4）「JCRソーシャルファイナンス・フレームワーク評価」とは、JCRの定義するソーシャルプロジェクトに充当される程度並びに当該ソーシャルファイナンスの資金使途等に係る管理、運営及び透明性確保の取組みの程度に対するJCRによる第三者評価をいいます。なお、「JCRソーシャルファイナンス・フレームワーク評価」は、個別の債券又は借入れに関する評価と区別するため、評価記号の末尾に（F）をつけて表示されます。

（注5）「令和8年度SDGsファイナンス促進支援事業補助金（ソーシャルファイナンス）」とは、ソーシャルファイナンスの促進を図ることを目的に、東京都が、ソーシャルファイナンスによる資金調達を行おうとする事業者等に対して発行支援（外部レビューの付与をいいます。）を行う事業に要する経費に補助金を交付するものです。

ソーシャルファイナンス・フレームワークについて

本フレームワークは、ソーシャルボンド原則、ソーシャルボンドガイドライン及びソーシャルローン原則に基づいて策定され、以下の4つの要素について定めています。

1. 調達資金の使途
2. プロジェクトの評価および選定のプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング

1. 調達資金の使途

ソーシャルファイナンスによる調達資金は、以下の適格プロジェクトに係る新規支出又は既存支出のリファイナンスに充当する予定です。なお、リファイナンスの場合は、ソーシャルファイナンスの実行から遡って3年以内に実施した適格プロジェクトへの支出に限ります。

事業区分	適格プロジェクト	対象となる人々
社会経済的向上と エンパワーメント ／雇用創出	協力会社に対する工事代金等の支払における手形払 (債務引受方式を含む)の廃止および「全額現金払」への変更	取引先である 建設業者等

建設業法においては手形期間が60日以内の手形払が認められている中、近年の資機材価格等の高騰や将来の担い手不足など、建設業を取り巻く環境が一層深刻化していることを踏まえ、全ての協力会社に対する工事代金等の手形払(債務引受方式を含む、手形期間60日)の運用を廃止し、支払条件を「全額現金払」とすることにしました。

本取り組みにより、協力会社の資金繰り改善による当該会社の経営の安定化を図ることで、より安定的なパートナーシップを構築し、サプライチェーン全体の関係強化につなげていく考えであり、調達資金は、本支払条件の変更にともなう増加運転資金に全額充当されます。

[除外クライテリア]

ソーシャルファイナンスで調達された資金は、下記に関連するプロジェクトには充当しません。

- ・所在国の法令を遵守していない不公正な取引、贈収賄、腐敗、恐喝、横領等の不適切な関係
- ・人権、環境等社会問題を引き起こす原因となり得る取引

2. プロジェクトの評価および選定のプロセス

ソーシャルファイナンスによる調達資金が充当されるプロジェクトは、上記に定める適格プロジェクトの要件への適合状況に基づき、当社管理本部経理部が検討し、最終決裁者を代表取締役社長とする社内稟議によって承認されます。

3. 調達資金の管理

当社管理本部経理部が、ソーシャルファイナンスによる調達資金の全額が、適格プロジェクトに充当されるよう追跡管理を行います。また、実施された適格プロジェクトへの充当状況を年度毎に、内部管理システムを用いて確認します。

ソーシャルファイナンスによる調達資金は、本フレームワークで定めた適格プロジェクトへ早期に充当します。仮に未充当資金が発生した場合、現金又は現金同等物にて管理します。

4. レポーティング

ソーシャルファイナンスによる調達資金の資金充当レポーティングおよびインパクト・レポーティングに関する以下の項目を、合理的に実行可能な限りにおいて、当社ウェブサイトにて年次で開示します。なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じる等の重要な事象が生じた場合は、適時に開示します。

(1) 資金充当レポーティング

調達資金が適格プロジェクトに全額充当されるまでの間、年次で、以下の内容を開示予定です。

充当額

未充当額および充当予定時期

リファイナンスに充当した場合の概算額又は割合

(2) インパクト・レポーティング

調達資金が適格プロジェクトに全額充当されるまでの間、年次で、以下の内容を開示予定です。

アウトプット	アウトカム	インパクト
協力会社に対する 現金払の実施率	対象となる協力会社数	協力会社の資金繰り改善による 当該会社の経営の安定化